

## 平成 28 年分贈与税確定申告

所得税の確定申告に先駆けて2月1日から平成28年分の贈与税の確定申告が始まります。振替納税制度がありませんが、所得税同様 e-Tax で申告・納税することができます。

### 1、贈与税の確定申告が必要な場合

前年1月1日から12月31日までの1年間に個人から財産の贈与を受けた人で、次のいずれかに該当する場合は、贈与税の申告をしなければなりません。

- ・ 暦年課税を適用する場合には、その財産の価額の合計額が基礎控除額（110万円）を超えるとき
- ・ 相続時精算課税の適用を受ける場合
- ・ 住宅取得資金贈与の非課税の適用を受ける場合
- ・ 贈与税の配偶者控除の適用を受ける場合

### 2、贈与税の申告期限

贈与税の申告は、財産をもらった人が翌年の2月1日から3月15日までにしなければなりません。

平成28年分の贈与税の申告は、平成29年2月1日(木)から同年3月15日(水)までです。

### 3、申告書の提出先

贈与税の申告書の提出先は贈与を受けた人の住所を所轄する税務署です。

### 4、納税

#### (1) 現金で納付する場合

現金に納付書を添えて、金融機関又は住所地等の所轄の税務署の納税窓口で納付してください。

#### (2) e-Tax で納付する場合

自宅等からインターネットを利用して納付できます。また、クレジットカードでの納付もできます。

#### (3) コンビニで納付する場合

国税をコンビニエンスストアで納付することができます。

## ■ 平成 28 年分の贈与税から適用される主な改正事項

### 1、マイナンバーの記載等について

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入により、平成28年分以降の贈与税の申告書には、マイナンバー（個人番号）の記載が必要になります。

また、マイナンバーを記載した申告書を提出する際は、税務署で本人確認（番号確認と身元確認）を行うため、申告をされる方（贈与を受けた方）の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

## 2、「直系尊属からの特例贈与」の適用を受ける場合の添付書類について

特例税率の適用を受ける場合に、過去に同じ贈与者からの贈与について、贈与者との続柄を明らかにする書類を税務署に提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はなく、贈与税の申告書第一表にその提出した年分及び税務署名を記入することとなりました。

## 3、住宅取得等資金贈与の非課税について

住宅取得等資金の贈与税の非課税の適用期限が、平成 33 年 12 月 31 日まで延長され、非課税限度額に係る住宅用の家屋の新築等に係る契約の締結期間が変更となりました。

## 4、クレジットカードで納税

インターネットを利用して専用のW e b 画面から贈与税を納付することができます。詳しくは、国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】をご覧ください。

## 5、添付書類のイメージデータにより提出が可能へ！

2017年1月4日から、所得税・贈与税でe-Taxで申告、申請・届出等を行う場合、別途郵送等で書面により提出する必要がある添付書類について、書面による提出に代えて、イメージデータ（PDF形式）により提出することが可能になりました。

具体的には、所得税関係、消費税（個人）関係、贈与税関係、相続税関係、電子帳簿保存法関係（個人）の申請・届出等手続きです。

## 6、その他

住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例の適用期限が、平成 33 年 12 月 31 日まで延長されました。

農地等についての納税猶予及び免除の特例について、受贈者の要件が見直されました。